

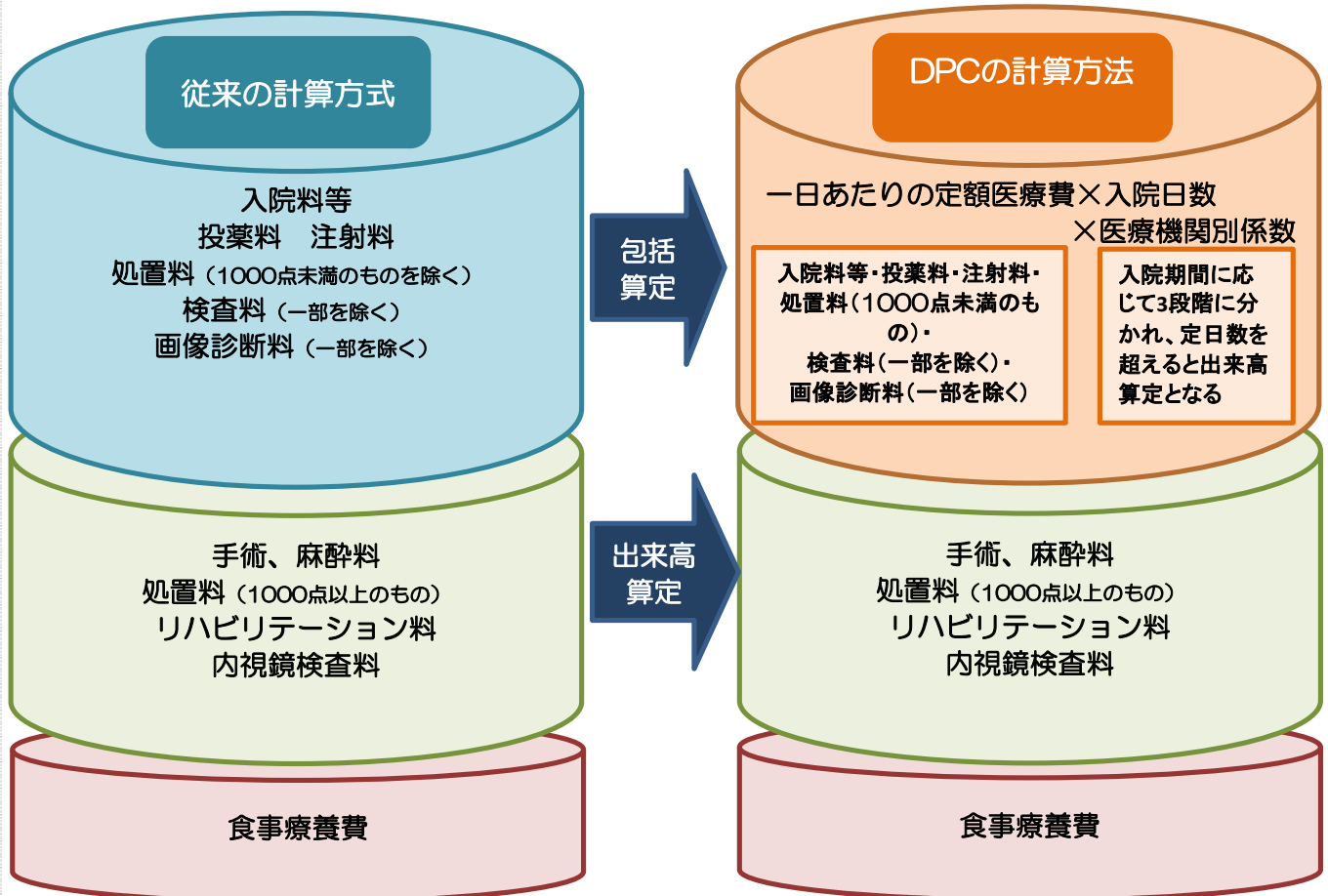
～ご案内～

入院医療費（DPC制度）

当院の入院医療費はDPC制度を導入しています。

DPC(診断群分類別包括評価方式)とは…

疾患・診療内容ごとに決められた「1日当たりの定額料金」を合計して医療費を計算する方式です。



治療内容の料金を合計し、医療費を計算する方式です。

疾患や診療内容によって分類された包括算定に出来高算定を加算する方式です。

なぜ、DPC制度を導入しているの？

医療の標準化と質の向上を図るために国が推進している制度であり、一定の施設基準を満たした場合、導入できる制度です。当院もDPC病院として認定を受けています。



Q1. すべての入院患者がDPCの対象になりますか？

⇒当院の一般病棟に入院された患者さんは、以下の場合を除きDPC制度の対象となります。

1. 労務災害、公務災害、自賠責の保険診療による入院
2. 分娩などの自由診療による入院
3. 疾患と治療内容の組み合わせが診断群分類に該当しない入院
4. 入院後24時間以内の死亡、生後7日以内の新生児の入院
5. 歯科口腔外科への入院
6. 地域包括ケア病棟への入院
7. 治験対象による入院

Q2. 医療費は高くなりますか？

⇒疾患・診療内容や入院期間によって高くなる場合も安くなる場合もあります。

Q3. 入院中に病名や診療科が変わった場合、医療費はどうなりますか？

⇒DPCでは、1入院に対して1疾患が基本的な考え方です。入院中の症状の経過、治療内容、検査結果によっては、病名や診療科が変わる場合があります。そのような場合は、退院時に最終的な判断を行い、入院初日に遡って医療費の再計算を行います。月をまたいで入院されている場合は、医療費の過不足を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q4. 入院医療費の請求方法は変わりますか？

⇒請求は、月1回の定期請求及び退院時となります。

Q5. 高額療養費の取扱いは変わりますか？

⇒従来どおりです。高額療養費の取扱いについては変更はありません。

限度額適用認定証をお持ちの方は、病棟事務担当者へご提示ください。

Q6. 特定疾患（公費）は適用されますか？

⇒特定疾患（公費）の病名が入院の主たる治療の目的である場合には、DPCでも公費適用になります。

当院の医療機関別係数	1.4509	（内訳）基礎係数	1.0583
		機能評価係数Ⅰ	0.2691
		機能評価係数Ⅱ	0.1041
		救急補正係数	0.0194